

# 國學院大學學術情報リポジトリ

近世大嘗祭に於ける荒見川祓の研究：  
儀式次第と作法・祓具の分析を手掛かりとして：  
特集御代替りの歴史と伝統

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉永, 博彰, Yoshinaga, Hiroaki メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00000526">https://doi.org/10.57529/00000526</a>

# 近世大嘗祭に於ける荒見川祓の研究

— 儀式次第と作法・祓具の分析を手掛かりとして —

吉永博彰

## 一、はじめに

神道・神社の祭祀・儀礼に於いて、神祇を奉斎するために、一貫して清浄が重視されてきたことは言を俟たない。清浄を期すために、恒例・臨時の祓儀礼が行われて諸々の罪が解き除かれ、また禊により穢汚が取り除かれる。さらに祭儀に臨んでは「斎戒（いみ・つつしみ）」によって清浄が保たれた。清浄を重視する姿勢は神祇への畏敬の念とともに重んじられ、祭儀の性質や時代、地域等により若干の差異はあるが、凡そ神道・神社

の祭祀・信仰の根幹を成す一部であると考えられる。筆者はこうした祓の歴史に注目し、祓に用いる具（そなえ）の変遷を手掛かりに、古代から明治初年に至るまでの祓の在り方の変容、祓具（大麻）の変質について論じたことがある。<sup>①</sup> 大麻の用例から、元来の祓とは罪の贖い・解除を神に請願い、こいねが物を差し出すものであった。やがて祓が罪穢の払拭を期すようにもなると、祓具は罪穢を移すための媒体ともなつたと結論付けた。その際、近世の具体的な事例を幾つか紹介し、大嘗祭の荒見川祓の例も取り上げた。同祓では御幣状の大麻の用例に触れたが、用法について考察を深めるには至っていない。

よって本稿は、神道の祭祀にあつて唯一の大祀、国家の最重要の祭儀・大嘗祭に於ける祓に焦点を当て、特に近世期の「荒見川祓」の分析を試みるものである。次第と作法・祓具の様相の解明を通じて、近世荒見川祓の実態を検討したい。

ところで、平成元年以降の大嘗祭研究では数多くの関係論考がみられ、特に古代の大嘗祭に於ける祓については、岡田重精<sup>2)</sup>氏の研究に詳しい。一方で、近世の再興以降の荒見川祓を主たる対象とした論考はみられない。再興に当たり、途絶以前の在り方が一つの拠であることは間違いない。そこで、近世の様相を論じるのに先立ち、まずは途絶以前の荒見川の祓の実態を理解する必要から、古代の同祓の把握より始めてゆく。

## 二、『儀式』にみた荒見河での祓

天皇の即位と祓との関係、特に、古代の踐祚大嘗祭に於ける祓の様相を具体的に窺い知れる史料が、平安前期の貞観年間（八五九―八七七）に編纂されたとする儀式書『儀式』（いわゆる『貞観儀式』）である。同書では巻第二から第四までが「踐祚大嘗祭儀」に充てられ、大嘗祭儀の式次第が順を追って記載されている<sup>1)</sup>。

本稿で対象とする荒見川での祓の次第については、統括役の檢校および運営・実務担当の行事以下<sup>5)</sup>の官人組織を定めた後、山城国（国司等〔地方行政官〕）に対し、北野の地（平安宮の北西、現在の京都市北区、上京区に位置する）に設ける「齋場」の場を卜定する旨が告知されるところから始まる。「齋場」とは祭儀の場の意であるが、ここでは北野に設ける大嘗祭の神饌調理・祭料弁備等を行う臨時の施設群の称を指す。

至<sup>3)</sup>於其日、檢校以下率<sup>3)</sup>神祇官、到<sup>3)</sup>北野、卜<sup>3)</sup>定其地、其儀神祇官・悠紀・主基兩國司并山城國郡司等就<sup>3)</sup>荒見河、陳<sup>3)</sup>置祓物、各五色薄繩各一尺、木綿二斤、米二升、酒一斗、薄鮓・堅魚・海藻各一連、食薦二枚、干柏六把、並國辨備、訖行事以下・雜色人以上、共就<sup>3)</sup>祓場、悠紀在上、主基在下、大祓、詞、次主基 訖各就<sup>3)</sup>幄下、卜<sup>3)</sup>定齋場、

期日に至ると檢校以下（の行事）が神祇官人を率いて北野の地に赴き、齋場の卜定を行う。卜定に当たっては、まず神祇官人と悠紀・主基両国の国司ならびに山城国郡司等が荒見河（の河畔か）に就き、「祓物」を並べ置く。そのように弁備（用意）が終わると、行事以下、雜色人（下級官人）以上が共に祓の場

に就き、一同で大祓を行うとする。そうして、荒見河での大祓が終わると、斎場の卜定を行うものとされた。

即ち「踐祚大嘗祭儀」より、平安前期の大嘗祭儀に在って荒見河に於ける大祓とは、北野斎場という大嘗祭運営の場の卜定に際して奉仕者一同を祓い浄める儀式、即ち別の行事に先行する性質であったことが読み取れるのである。

なお、「踐祚大嘗祭儀」では、前記した荒見河での大祓が最初の祓儀の記述となっている。<sup>(8)</sup> 詳細な大祓の次第こそ窺えないが、一方で「祓物」については弁備の規定からか詳しく、五色薄糸・木綿【布帛】ほか、米・酒・薄鮓・堅魚・海藻【飲食物】、食薦・干柏【供進の料】より成ることが見て取れる。

これらの「祓物」には、『神祓令』諸国大祓条にあるような馬ほか工具や武具、皮などの品目はみられず、布帛類と飲食物のみであるが、酒・米ほか魚貝・海藻といった飲食物を多く含んでおり、祭祀に於ける神饌品目に通じたものがある。

前記の通り、祓に期す目的や性質の変容に伴い、平安中期以降の祓に於いては大麻ほか各種の麻や解繩、人形等の祓具の役割が大きくなるが、平安前期の祓に於ける祓物・祓の料料とは清浄を願い差し出すもの、祭祀・祈願の料物（祭料）と同義の性質だったと改めて確認されよう。岡田氏は「荒見」の語義を

「散斎（アライミ）」の義とする鈴木重胤（『中臣寿詞講義』）等の説を支持しつつ、その時期を八月下旬頃とみている。<sup>(9)</sup>

### 三、古代の大嘗祭に於ける祓淨

ところで、「踐祚大嘗祭儀」にみえる大祓（解除）等の祓淨儀礼の記載は、天皇の禊祓ほか潔斎（沐浴）を含めると、一例（天皇の大斎・小斎の浴湯を区別すれば一八例）が認められる。目的・性質で大別すると、概ね六種に分けられる。

〔1〕他の行事に先立ち祓淨として行われる大祓。<sup>(1)</sup>

〔2〕八月月上旬に左右京・五畿内へ、下旬には上記に近江・

伊勢・伊賀を加え、大祓使を發遣して行う大祓。<sup>(2)</sup>

〔3〕天皇の祓禊ほか、祭儀に臨み潔斎として行うもの。<sup>(3)</sup>

〔4〕神への供進物・祭料を麻と塩湯で灑し潔めるもの。<sup>(4)</sup>

〔5〕晦日に朱雀門前に於いて行う大祓。儀式次第は二季（六月・十二月の晦日）に同じ。<sup>(5)</sup>

〔6〕解斎のため十一月下旬に行う大祓。<sup>(6)</sup>

荒見川での祓については斎場卜定との関係から〔1〕に分類されよう。『儀式』にみた祓儀は〔1〕と〔3〕の例が多く、他行事のための祓淨及び潔斎が重視され、数多く行われていた。

その後、平安中期の延長五（九二七）年成立『延喜式』（律令の施行細則）巻第七「踐祚大嘗祭」にも、祓・禊に関する詳細な規定が確認できる<sup>17</sup>。同式では大祓使や天皇の御禊行幸、齋戒・禁忌事項等に関する記述が冒頭部に一部まとめて表記されているのが特徴であり、全体を通じて凡そ一四例ほどの祓や禊が確認される<sup>18</sup>。「踐祚大嘗祭儀」にみえるものと概ね同様であるが、荒見河での祓は見出せない。

これは、同式の北野齋場の記載に因るもので、用地の卜定には触れず、齋場の設置・建設から記述が始まるため、卜定に先立つ荒見川に於ける大祓も記されなかったものと考えられよう。平安前期から中期にかけての荒見川での大祓が、齋場の卜場という他行事に先行する性質のもの、数ある祓儀の中の一つであったことが重ねて見て取れる。

一方で大嘗祭（大嘗会）に関係する祓儀は、国史、歴史書等にもみえる。まず、文徳天皇の仁寿元（八五二）年八月三十日と十月晦（三十日）には、大嘗祭につき朱雀門前にて百官を対象に大祓を行い、その間の十月二十六日には天皇が御禊を修めるために鴨川に行幸された。また大嘗祭齋行後の十一月晦（二十九日）、解齋のため同じく朱雀門前で大祓を行っている<sup>20</sup>。ここでは、朱雀門前にて百官を対象にした大祓と、天皇を始め

とした御禊とが、共に目的を「爲<sup>1</sup>大嘗祭<sup>1</sup>。豫除<sup>2</sup>群穢<sup>1</sup>。（大嘗祭の爲、予め群穢を除く）」とする。既に高原玄承氏や三橋正氏<sup>22</sup>の指摘にもある通り、平安前期には罪を解き除くという古来の祓の目的・作用が変質し、穢を除くための禊との一体化が進んだとされる状況を、改めて確認できよう。また、同じく朱雀門前にて解齋のために行う大祓について三橋氏は、「大祓の持つ転換機能に、更に「聖から俗へ」という要素も加えられたことを意味する」と説かれている。

続けて文徳天皇の次代、『儀式』成立と同時期に当たる清和天皇の貞観元（八五九）年には、八月上旬の朱雀門前の大祓が諒闇（文徳天皇崩御による服喪）により九月十日に延期され、また九月三十日には雨天につき、八省院東廊に於いて大祓を行ったとする。さらに十月二十一日には天皇が御禊を修めるために鴨水（賀茂川）に行幸され、大嘗祭齋行後の十一月三十日、解齋のため朱雀門前で大祓を行った<sup>23</sup>。

こうした大嘗祭関係の祓について、八月から十月にかけての晦日の祓が『日本紀略』では仁寿元年以降、三条天皇の長和元年まで、八月に九例・九月に六例・十月に八例あったことを岡田氏は指摘する<sup>24</sup>。特に『儀式』『延喜式』にみえない九月の例も含め、毎月晦日に行われる大祓の意味については、翌月の淨

化に向けたものであり、「大嘗祭齋行を迎へるに際し穢悪を祓除し清浄な祭儀の場を形成することにその主旨のあるのは明白」とされる。三か月に亘るのは、時間的・段階的に浄化を深め徹底するため、平安中期に及び一面形式化されたという。

以上のように、平安前期から中期にかけて、祭儀や行事に先立つ祓浄や潔斎に加えて、晦日に朱雀門前にて行う祓儀も殊更に重視され、各種の祓儀の形式が確立していったと知れる。

しかしながら、荒見河での祓が朱雀門前での晦日祓や天皇の御禊といった祓浄・潔斎のように、独立性のある重儀に位置付けられた様子は見受けられず、さらなる展開を把握するため、続けて平安後期以降、中世に至る用例を検討してみたい。

#### 四、中世荒見川祓の展開と変容

大嘗祭では関連行事に先立ち、多くの祓を修めていたことは前記したが、そのうち、荒見川に於いて行う祓を以て「荒見河祓」と称したことは、平安後期に確認できるといふ。藤原通憲（信西）の撰とされる『本朝世紀』康治元（一一四二）年九月八日条には、次のようにある。<sup>25</sup>

又神祇官及悠紀主基兩國司并山城國郡司等有二荒見河祓事一。悠紀石中弁源雅綱・主基權石中弁藤原朝隆朝臣等參仕。各就二幄下一卜三定齋場一。悠紀在東。主基在西。行事以下先周行野中。執其幄將歸下。

これは、院政期の康治元年に執り行われた、近衛天皇の大嘗祭に関連した記事である。鳥羽天皇の皇子である近衛天皇は、異母兄の崇徳天皇の讓位により踐祚。同年十月二日には天神地祇への大奉幣使を發遣、同二十六日には大嘗會御禊をされて齋戒期に入られた。その後、十一月三日に伊勢・石清水・賀茂の三社に奉幣使を立てて大嘗祭の由を告げられ、十五日癸卯から翌十六日にかけて大嘗祭を、また十六日から十八日に至るまで節会を行われている。同月二十七日には朱雀門前にて「大嘗會解齋大祓」を行い、齋戒が解かれて平常に復したとする。<sup>26</sup>

なお、康治度には前述の御禊行幸に至るまでに、七月二十七日の「卜三定大嘗會國郡」(悠紀・主基の両國郡および檢校以下の行事官の人員が定まる)を始めて、八月七日に日時を定めた「大嘗會行事所始」が同十六日にあり、同月十九日・二十四日に「大嘗會大祓」等の関連の祭儀・行事があった。<sup>27</sup>

齋行時期が九月上旬であった荒見河祓については「各就二幄下一卜三定齋場」とみえ、六日後の十四日に北野齋場所の上

棟もあったことから<sup>28)</sup>、齋場卜定に先立つものと知れる。よって  
 検校の参向こそ認められないが、齋行順序や目的とするところは、  
 『儀式』の次第と変わるものではなかったのである。

ところで、康治度の祓儀には、平安前中期の国史や歴史書で  
 大きな位置を占めていた、八月上旬・下旬の大祓使発遣及び九  
 月・十月の各晦日の朱雀門前での大祓に関する言及はない。八  
 月中旬・下旬に大嘗会大祓を行い、検校以下弁・史等の行事官  
 が参仕したことを記す。この点に関して、『本朝世紀』の  
 康治元年度大嘗会に関する記載は、除目や内印の事など多岐に  
 及んでおり、単なる記録の省略とも言い切れない。

五代前の後三条天皇・治暦四(一〇六八)年度には八月・九  
 月晦日の大祓を載せるも大祓使の事はみえず、三代前の堀河天  
 皇の寛治元(一〇八七)年度に至っては、主基行事弁の不参や  
 参議の不参による延引があるなど、晦日の大祓に臨む貴族の姿  
 勢にも変化がみえる。院政に伴う統治機構や儀礼構造の変化か  
 ら、大嘗祭に於ける祓儀にも変容が生じたと考えられよう。

また、平安末期から鎌倉中期にかけては、大内裏の朱雀門を  
 含めた諸殿舎・施設が焼亡などにより徐々に廃絶・荒廢し、晦  
 日祓の祓場自体が失われていったのである<sup>29)</sup>。

のち、南北朝期に北朝の摂政・関白を務めた公家の二条良基

が、永和元(一三三五)年度の大嘗祭について記した『大嘗會  
 記』<sup>30)</sup>でも、天皇の鴨河(賀茂川)への行幸から書き起こされて  
 おり、神齋(神祭に向けての齋戒)の祓である御禊以降の次第  
 を記す。よって諸々の祓儀は窺えない。

室町期の公卿・一条兼良の『御讓位御即位御禊行幸大嘗會假  
 名字記』は、その名が示す通り讓位・即位・御禊行幸・大嘗會  
 の四点より著された<sup>31)</sup>。『代始和抄』等の名称でも知られる本書  
 には、兼良の解釈とそれを所望した連歌師・飯尾宗祇の奥書に  
 続く形で、宗祇の命を受けた卜部(吉田)兼俱による大嘗祭の  
 祭儀・行事等に関する解説が附記されている。

卜部兼俱は京都・吉田社(現、吉田神社・京都市左京区)の  
 神主で、朝廷の神祇大副(次官)の職に在った人物である。文  
 明十一(一四七九)年十二月とする附記の奥書には「神祇長上  
 卜部朝臣」とみえるが、兼俱は神祇道の長上を自任し、家学や  
 家伝を整理して吉田神道を大成したといわれる。当代の神祇行  
 政の中心的な立場にあり、後世の神社・神道にも多大なる影響  
 を及ぼした人物とされる。

そうした兼俱による解説では、「国郡卜定」「検校・行事弁と  
 行事所定」に続く項目で荒見川の祓を取り上げ<sup>32)</sup>、

一 荒見川の穢とて紙屋川と云所にてみそき有。是は大嘗會の前齋のはしめ也。人皇の内をきよめ百民の心をいさきよふして此大神事をとけられるへきけつ齋の御齋の御禊なり。卜部官人これをおこなふ。

とする。この後、「齋場所の點地始」「御禊の行幸」「拔穂使」といった順に記述は続く。

兼俱による解説の順序は、『儀式』『延喜式』にみえる次第に通じるものであるが、荒見河に於ける祓が、国郡卜定等と共に、「荒見川の穢(祓)」として項目の一つに取り上げられている点には注目される。特に、直後の「齋場所の點地始」、即ち『儀式』にみえる(北野の)齋場卜定との関係に一切言及することなく、「大嘗會の前齋のはしめ」という大嘗祭儀全体の前齋(散齋)の始まり、兼俱の言葉で表すところの、大神事を遂げるための「潔斎の御禊(「潔斎による齋戒のための禊祓」の意か)」と表されたこと、換言すれば、そうした兼俱の理解が垣間見えることは、荒見川での祓にまつわる歴史の中で、特段に大きな転換点であったといえよう。「神祇官人」でなく「卜部官人」がこれを行うと著したのも、兼俱の意向であろうか。

後土御門天皇の文正元(一四六六)年度を最後に、以後長ら

く途絶することになる大嘗祭に在って、本書を例にみると、兼俱により「荒見河穢」の解釈は、他の行事のための数ある祓淨の一つといった類のものではなくなった。確かに「踐祚大嘗祭儀」に於いても荒見川での大祓は、同儀で最初に示された祓淨に関する記載であり、また檢校以下の行事官と神祇官、悠紀・主基両国司および山城国郡司が参向する比較的規模の大きな祓儀であった。兼俱はこの点を重視し、同祓儀を従前の齋場卜定との関係から説くのではなく、神祇官人の卜部が執り行う大嘗祭の齋戒始めの潔斎という、それ自体が独立した目的を有する重要な祓儀礼として、新たに定義付けたともいえるのである。

一条兼良の『代始和抄』という、後世の大嘗祭催行の重要な拠とされた文献に附記された解釈、それも、途絶前の大嘗祭への奉仕が三度に及び、神道の教義・教説並びに行事次第の大成者として知られる兼俱の説であるため、後世の再興に際しての影響は少なからぬものであったと察せられよう。本書以外でのこうした解釈については、今後検討を要する問題である。

以上これまで、近世荒見川祓を講究する前提として、史料にみた古代から中世に至るまでの同祓儀の次第や意義について、整理・分析を試みた。古代には齋場の卜定に臨んでの祓儀であったものが、中世に大きく変容した様が見て取れる。この点を踏

また上で、次に、近世荒見川祓を論じるものとする。

### 五、近世荒見川祓とその概要について

近世には大嘗祭が全八度斎行された。その関連祭儀・行事には、再興当初の貞享四年度から最後の嘉永元年度まで一貫して行われたものがある一方、順次御代を追うごとに再興・整備されていったものもある。そうした祭儀・行事の中で荒見川祓については、国郡卜定や行事所始、御禊および由奉幣、卯日神事（大嘗宮に於ける神膳供進）、豊明節会とともに、全度にわたって斎行されている。その概要を整理すると次の通りである。

【概要】 ※人名は一部を『公卿補任』にて補った。

#### ① 東山天皇<sup>36</sup>

○貞享四（一六八七）年九月三十日、荒見川祓を行う。弁は悠紀が勘解由小路韶光、主基が葉室頼重。奉行は園基勝。

#### ② 桜町天皇<sup>37</sup>

○元文三（一七三八）年九月二十一日、荒見川祓の日時の勘文（の奏聞）と、その「消息宣下」（消息形式での宣旨の下達）がある。上卿役は大納言三条公福、弁は葉室頼要。

○同月三十日、荒見川祓を行う。

#### ③ 桃園天皇<sup>38</sup>

○延享五（一七四八）年九月六日、陰陽頭・土御門泰邦の扨申による勘文に基づき、荒見川祓の日時を定める下知状が左中弁資興から四位左大史小槻盈春に発給される。

○同年九月二十九日、荒見河祓を行う。悠紀行事弁日野西資興、史高橋春明、主基弁清閑寺益房、史安倍盛孝等が参向、神祇少祐中臣益親、権少祐大中臣久政、卜部等が前例通りに祓（祓）を修める。

#### ④ 後桜町天皇<sup>39</sup>

○明和元（一七六四）年九月二十八日、荒見河祓を行う。悠紀行事弁広橋伊光、右大史三善亮信、左少史高橋春敷が参向、主基行事弁柳原光房（のちの紀光）は正忌により参向せず。荒見川祓の斎行と人員について、撰政から天皇へも書付が上進された。参仕の人員は次の通りである。

「卜部」神祇権大祐雄賢、同雄成

「中臣」神祇少祐光泰、神祇権少祐並親

「神祇官史生」左官掌紀氏富

「神部」二人 「鑑取」二人

#### ⑤ 後桃園天皇<sup>40</sup>

○明和八（一七七二）年九月二十七日、平野紙屋川に於いて

荒見河祓を行う。悠紀行事権弁勸修寺経逸、史小槻為秋、主基行事藏人右中弁日野資矩、史安部盛明が参向。神祇大祐紀春昌、史生代紀氏善等が参仕。次第等はすべて明和元年の例に同様とされた。

### ⑥ 光格天皇<sup>41</sup>

○同年九月二十九日以前、翌日の荒見川祓に参向する堂上（弁）二人ならびに地下之輩（史以下の官人）の名前や出發時刻、（荒見川までの）道筋等が、伝奏衆（武家伝奏）からの御達（通達）につき、「武辺（江戸幕府、ここでは京都所司代等を指すか）」へと通知されていた。

○同年九月三十日晦日、悠紀行事左少弁柳原均光・主基行事権右中弁広橋胤定をはじめ、若干名の地下官人が参向し、神谷（紙屋）川に於いて荒見川祓を行う。

### ⑦ 仁孝天皇<sup>42</sup>

○文政元（一八一八）年八月十五日、荒見川祓の日時の勘文の奏聞（天皇への上奏）が勸修寺弁よりある。終わると勸修寺弁から史へと（下知状を、か）下された。

○同月二十一日、荒見川祓を行う。先例の通り、行事弁（勸修寺経則、広橋光成）以下、録事諸司の参向があった。

### ⑧ 孝明天皇<sup>43</sup>

○嘉永元（一八四八）年八月二十二日、神祇官差文の荒見川祓の日時等の勘文を悠紀行事弁裏松恭光が検校権大納言広橋光成方に持参。検校が参内・昇殿し、内覧（内々に天皇に奏聞すること）があり、その後、「上宣（検校の判断で裁可・発給した文書）」が弁に下された。

○同月二十九日、荒見川祓を行う。悠紀弁裏松恭光、主基弁柳原光愛が史以下を率いて参向。一同は紙屋川西の平野社にて一端休息し、紙屋川へと下向。紙屋川の高橋を渡った辺りで下車、そこから幅の狭い作道を北に歩行する。予め設けておいた幔外（祓場）に至り、祓を行った。

以上が、近世に齎行された荒見川祓の概要である。

まず、その日時であるが、全八度の半分（①②③⑥）が九月晦日（末日）、それ以外（④⑤⑦⑧）は九月下旬（末頃の齎行であった<sup>44</sup>）。概ね九月晦日を式日とするようにも見受けられるが、日時は陰陽頭や神祇官による勘文（諮問に対する答申書）の奏聞を経ての定めであり、御代ごとに若干の変動があった。

荒見川祓の日時を九月晦日頃とした理由は定かでない。そこには大嘗祭に於ける祓への信仰があったとも考えられる。そも

そも、『儀式』『延喜式』では九月晦日に祓の定めがない。一方で近世には北野齋場所も設けられず、荒見川祓は古儀に基づくその意義を喪失していた。そのため、兼俱が説くような大嘗祭の齋戒始めの潔齋との位置付けで行われたとも推定される。

また、大祓使の諸国への発遣や三か月に及ぶ晦日祓は、諸国の国衙・朱雀門の喪失や社会状況の変容、費用の面から実施が困難であったことは想像に難くない。よって齋戒始めの潔齋と晦日祓を兼ねる形で、近世的荒見川祓が齋行されたのではないだろうか。九月晦日であるのは、翌十月に天皇の御禊を控え、その浄化を期すための前齋の始まりとの意識があったことによるものか。この点は一層の講究を要する問題であろう。

次に、参列者に関して、参向して祓を受けたのは弁・史以下の行事官であり、また参仕したのは神祇官の下部・中臣、同史生、神部・鑑取と称される人々であった。貞享度の再興時には実況見分のためか、奉行も現地に出いたようである。参仕者に関して、次の儀式次第の考察でも改めて触れたい。

最後に、祓場である荒見川であるが、北野天満宮と平野社の間を流れる紙屋川を以てこれに充てたことが読み取れる。具体的な場所については図示した通りである(図1参照)。

荒見川に充てられた紙屋川は、京都市北区から上京区周辺で

は凡そ南北に流れる河川で、北野天満宮付近では天神川とも称される。祓場については概要⑧より、紙屋川西側の平野社より参向して高橋を渡った辺り、つまりは紙屋川東岸であったことが窺える。紙屋川は東岸に沿うように豊臣秀吉の築いた土塁があつて河川敷がないが、紙屋川に架かる寺之内通の高橋より北辺(現、京都市北区衣笠荒見町)は土塁が喰違い状に築かれたため、高橋以南(現、京都市上京区平野烏居前町)とは異なり、若干の河原の存在したことが古地図からも読み取れる<sup>⑮</sup>。

同地を祓場と比定することについては、公家・四辻家謹仕の侍・壺井善知による貞享四年度、東山天皇の大嘗祭の見聞録「大

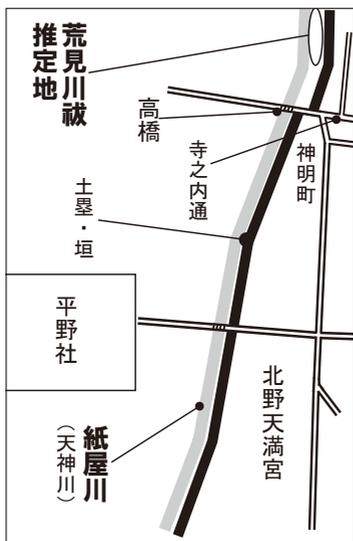


図1 「荒見川祓の推定地概略図」  
周辺は近世の絵図を基に筆者が作成。

嘗會本義』にある「荒見川ノ祓、紙屋川ノ高橋ノ一町半計り上ニテ被<sub>レ</sub>行<sub>①</sub>」、即ち紙屋川の高橋の一町半(約一六五メートル)ばかり上流(北方)であつたとの記述とも合致する。荒見川祓の奉仕者による周辺図の描写とも重なつており、図示した地域を近世の祓場と推定しても問題はないだろう。

近世の荒見川祓の概要を把握できたところで、関係史料の読解に基づき、具体的な儀式次第についての把握を試みる。

## 六、儀式次第より読み解く近世荒見川祓

近世の荒見川祓の次第・祓具等を記した史料は、前述の壺井善知『大嘗會本義』を始め、国学者・荷田在満による元文三年度の解説書『大嘗會儀式具釋』や要約版の『大嘗會便蒙』<sup>(48)</sup>ほか、公家の記録等がある。本稿では、元文三年度の大嘗祭に検校の一人として参仕した権中納言・万里小路植房の「植房卿記」を基に<sup>(49)</sup>、図像資料も参照しながら、読み解いてみたい。

筆者の万里小路植房は近世中期の公卿で、元文三年当時は権中納言・従三位であつた。<sup>(50)</sup>権大納言・正二位の三条利季、参議・正三位の飛鳥井雅香とともに検校に任じられ、大嘗会伝奏(奏聞・伝宣などの天皇との取次役)の前権大納言・園基香(のち、

父の喪により辞職、同じく前権大納言・三条西公福が任じられた)や奉行職事の頭中将庭田重熙等とともに、元文度の大嘗祭齋行に尽力した人物である。<sup>(51)</sup>

そうした植房による記録のうち、荒見川祓については九月二十一日に、その日時の設定のあつたことが窺える。

元文三年九月廿二日辛未、晴、傳聞、昨日荒見川祓日時勅文、消息宣下有之、上卿三條大納言、檢校第一、辨頼要、悠紀行事

植房の伝え聞くところによれば、前日(二十一日)に荒見川祓の日時に関する「勘文(の上奏)」があつた。翌二十二日にはその「消息宣下(消息文形式による宣旨の下達)」が、上卿(各儀式の運営・執行に於ける筆頭公卿)三條大納言(利季)から悠紀行事の(権右中弁)辨(業室)頼要へと下されたとする。ここから、元文度の大嘗会・荒見川祓の上卿役は、「検校第一(検校の筆頭者)」の三条利季が勤めていたと知れる。

こうして日時が定まり、期日に祓が修められるに至る。具体的な祓の執行に関する記載は、次の通りである。

※便宜上、□□に分けるものとする。

□元文三年九月卅日己卯、曇、午刻以後雨降、今日就荒見

川祓、於北野紙屋川高橋之北河原被行其儀、悠紀主基行事  
 辨以下參行、先平野社各參集、以後兩方辨以下紙屋川參向、  
 于時辰廻過、今朝早天紙屋川設幄以下、其儀、河頭東岸立  
 幄一字、木工寮、大石、其東引大幔、弘充調進、木藏省、大石  
 案二脚、悠紀、主基、其上置祭物、各一裹、以挿件祭物上大麻、  
 各行事、紀、其前敷軼二枚爲卜部座、主基同、其東設薦黃端半帖、  
 春清調進、木工寮調進、之、薦裏之、  
 爲悠紀主基辨史中臣等座、件歴各掃部祭物、  
 利原利音調進

まず、ここまでは、元文三年度の荒見川祓の次第・被場に関  
 する記述が中心となっている。桜町天皇の代には、貞享四年・  
 東山天皇の御代による形式が踏襲され、期日は九月晦日、場所  
 は北野の紙屋川、特に高橋の北の河原であった。

その次第は、悠紀・主基両方の弁が内裏より参行、まず平野  
 社（紙屋川西側）に各々が参集すると、以後、一同は辰廻過ぎ  
 に紙屋川に参向したという。

紙屋川での設えについては、祓に先立ち川の東岸に幄（仮屋）  
 一字を立て、東側に大幔（大きな幔幕、縦幅で縞状に縫った布  
 幕の意）を引く。一方で幄の西側、川のはより近くに八足案（八  
 脚の机）を二脚置き、その上に祭物をそれぞれ一つずつ置いた。  
 祭物は各一裹（包み）で、薦でこれを包むとされ、そうした祭

物の上に大麻を挿すとある。大麻を挿した祭物の置かれた二脚  
 の案の前には軼（膝突とも、地に跪く際に用いる敷物のこと）  
 が一枚ずつ敷かれ、これを卜部座とした。  
 卜部座の東側、黄色の端（縁）の半帖ほどの薦を設置し、悠  
 紀・主基の弁、史、中臣等の座とした。川に向かう形で祓の場  
 は設けられる点、また川の直近に祓に用いる祭物・大麻等の置  
 かれた様子が窺える（[図2]参照）。

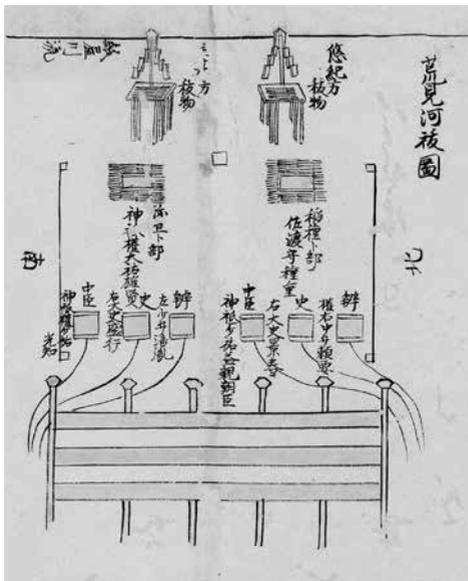
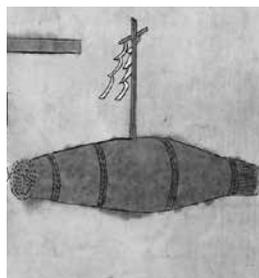


図2「荒見河祓圖」（上部には大麻・八足案を描く）  
 （國學院大學博物館蔵「大嘗祭関係諸祭調度等図」所載）





[右] 図3 「祭物」〔薦で包み大麻を挿したもの〕  
 [上] 図4 「贖物」〔右から順に散米、人形、解縄〕



(ともに國學院大學神道文化学部蔵「大嘗祭御道具并御殿之図」所載)

悠紀・主基両方の中臣は贖物を受け取ると、それぞれの弁の前に置いて退く。また、神祇官史生の代役を勤める左官掌（左弁官の配下）が悠紀方の史の前に、鑑取に代任された賀茂社の神人が主基方の史の前に、それぞれ贖物を置いて退くとする。

荒見川祓には、先記した人員のほか、「神祇官史生（文書の書記・作成等に従事する職員）」と「鑑取」も参事していた。元文三年度では、神部・鑑取といった諸役は、賀茂社の社人の負うところが大きかったことも見て取れる。前述のように弁備が整うと、両方の下部は各々の案上

の祭物に挿してある大麻を取って中臣に授ける（**図3**参照）。  
 両方の中臣は下部座まで参進して大麻を受け取ると、両方の弁の前へ進む。すると、両方の弁は中臣に大麻（の串）を持たせたまま、大麻の端を手に取って「一撫一吻」した。

それが終わると中臣は弁の前から退き、大麻を神部に授ける。両方の神部はそれを持って史の前に進み、史は弁と同様の作法で「一撫一吻」を終える。そして、両方の神部は史の前を退いて中臣へと大麻を返し、両方の中臣は大麻を下部に返すと退き、（自座に）着座した。

**四** 両方下部立大麻於軾前、取出祝詞書付讀之、畢又取大麻修祓、其間両方辨以下解縄取人形、撫身散々米三度、兩下部祓畢退入。兩方中臣起座進兩方辨前撤贖物退、授兩方神部、兩方鑑取兩方史前撤贖物退、兩方辨以下起座、下藤爲先于時巳剋

それぞれの下部は大麻を受け取ると軾の前（の地面）に（挿し）立て、祝詞の書付を取り出すと読む。読み終わると立てた大麻を再び手にして、祓を修めたとされる。

前述のように下部が祓を修めている間、両方の弁・史は縄を

解き、人形を取つて自身の体を撫で、散米を三度ほど散らした。ここから、弁の前には中臣が、史の前には左官掌と鑑取がそれぞれ置いた「贖物」とは、「解繩」と「人形」、「散米」であつたことが読み取れよう〔図4〕参照。

そうして卜部は祓を修め終わると、座を退く。続けて両方の中臣も自座より立ち上がつて両方の弁の前に進み、弁が用いた贖物を撤すると、それを両方の神部に授けた。他方、両方の史の贖物は鑑取が撤している。以上のようにして祓の作法が終わると、両方の弁以下、下位の者から順に座を起つていく。これらが終わるのは巳剋である。

以上が、元文度の荒見川祓の儀式次第、具体的な動作の順序に関する記録である。植房は検校のため、荒見川祓に参向しなかつたと考えられる。ただし、検校は祭儀次第に基づき点検・校正する役職であり、また万里小路家という出自もあつて、植房は元より儀式次第に精通していたものと思われる。右の次第は、規式に人名等を加えたものであろうか。本記載は、卜部として奉仕した鈴鹿家の資料とも概ね一致している。

植房の記した儀式次第からは、荒見川祓に於ける悠紀方・主基方の行事次第が、同時並行的に進められていたことが見て取

れよう。こうした儀式に神職が奉仕したことは既に触れたが、関係資料より詳しい状況を窺える。

まず吉田社祝の鈴鹿種重と同雄賢については、大嘗祭前には卜部への改姓に関する、また齋行後には中臣への復姓に関する朝廷の上意が、それぞれ庭田重熙から鈴鹿家の上役である吉田兼雄（神祇権大副・左衛門督）へと伝えられている。

次に中臣役については元文三年八月十一日の願書より、平野從四位下中西（大中臣）久政と、正四位下鈴鹿益親・從三位同宣保が、貞享四年度大嘗祭の荒見川祓にそれぞれの祖父が中臣役で奉仕した通り、元文度も中西・鈴鹿両氏に中臣役を仰せ付けられるよう、庭田重熙方へと願ひ出ていたと知れる。貞享度には、両人の祖父である中西久富と鈴鹿宣親が中臣役を勤めるに当たり、当時の大嘗会奉行・園基勝によつて、神祇少祐（神祇官の判官）に成されたとの言及もある。

ここからは、神祇官人を兼ねる社司が中臣役に任じられたのではなく、中臣役への勤仕のために社司が神祇官の官職にも預かつたことが窺い知れよう。近世の身分制社会に在つて朝廷の正式な官職に預かれることは、位階を有する神社神職にとつても特段に重要なものであつた。願ひ出の結果は既述の通り、益親の勤仕が叶つて祖父・宣親と同じく神祇少祐とされたのであ

るが、次の延享五年度には益親・久政兩人揃って奉仕できている〔概要③〕参照)。ところで、願書では益親が正四位下なのに對し、『植房卿記』に正五位下とあるのは、植房が早い時期から次第を整理していたか誤記によるものであろうか。

こうした下部・中臣役といった参仕役の神職の手配・任用等は庭田重熙が担っており、願書での前例も鑑みると、大嘗会奉行之職分であったことも併せて読み取れよう。

### 七、おわりに―近世荒見川祓の性質と意義

これまで、近世の荒見川祓の概要を整理し、日時・人員・場所等を示すとともに、元文三年度の大嘗祭で検校を勤めた万里小路植房の記録を基に、儀式次第の読解を試みた。その結果、各人の動作や用具の概況を把握することができたため、最後にそれらの分析を通じて、近世荒見川祓の性質や実態に関して整理することで、本稿のまとめに代えたい。

まず、近世荒見川の祓儀の構造については、『植房卿記』の次第の内、③と④がその中核となる。③は下部による大麻の祓行事であり、④は参向者(祓の受け手)自らによる贖物を用いた穢汚の除去である。

③と④を中核とした構造自体は、六月・十二月晦日に朱雀門前で行われていた古代の「大祓」にも通じている。平安前期から中期にかけての大祓の式次第は、(1)まず神官による大麻の祓が行われ、(2)その後五位以上の参列者が切麻を用いて自らを祓う、というものであった。当初は祓の詞が(1)の前に読まれていたが、やがて十二世紀前期には(1)の後に読まれるようになっていた。<sup>(67)</sup>前述の大嘗祭での八月・九月・十月各晦日の祓も同様の次第であったと考えられる。大麻の祓があり、次に自祓が続くという儀式の流れ・構造に限ってみれば、近世荒見川祓は古代の大祓儀の形を概ね踏襲していたともいえよう。では、用具・作法はどうであろうか。

③では、祭物に挿してある大麻を祓の勤仕者が受け手の前で持ち、受け手はその大麻に対して「一撫一吻」(撫でて息を吹きかける作法)をする、との用例を確認できる。ここでの大麻の形状は「図2」や「図3」から見て取れるが、荷田在満が「幣ニテ紙シテヲ幣串ニ着タル物」と記したように、<sup>(68)</sup>祭祀や神事で用いる「御幣」(串に布帛や紙を挿み、紙垂や麻を垂らしたもの)状であった。

御幣とは本来、神祇・神霊を奉斎するに際して捧げる物、あるいは、奉斎された神祇や神霊の表象・標示(シルシ)とされ

るものである<sup>(69)</sup>。荒見川祓でも祭物の上に挿しているため、神に捧げて清浄の期されることを請い願ったとも考えられる。薦で包まれた祭物の中身は、布二本や紙による模造品、綿・糸・楮だといわれ、「祭物」との名が示す通り、祭祀の料である幣帛や、古代の祓の料物・科料にも通じるもの、まさに神への奉獻品と解することができる。ところが、祓での「一撫一吻」という弁や史の行為が、ここで問題となるのである。

「一撫一吻」とは、古代の天皇の御贖での作法にみえるような、祓の所作をいう。九世紀初頭に成立したとされる御贖に於いて天皇は、進上された御服に「氣息」を給い、「御麻」で御体を摩り、剣に「御氣」を着けることで罪穢を移し、延命を願った。そこで用いられる具は「御贖物」と称され、身に着けた罪穢を贖う物、または御身の贖い（代償）とする。

そうした用具の在り方を鑑みると、本来、「一撫一吻」とは【三】の「大麻」ではなく、【四】の「贖物」に対して行うべき作法なのである。実際、贖物を用いて自祓をする【四】の次第でも、贖物の人形を手に取り身を撫でる所作が行われた。

こうした現象の背景に在るものは何か、それはまさしく本稿でも幾度となく取り上げてきた、祓の変遷の歴史、祓の性質の変容なのであろう。既に平安前期の大嘗会に於いて、大祓と御

禊は共に穢を取り除く目的で行われていたが、近世大嘗祭に在っても荒見川祓と御禊とは、場所こそ異なるが、儀式構造・作法は凡そ共通しており<sup>(71)</sup>、両者の同化をよく示している。

二二一年の途絶を経て貞享四年に大嘗祭は再興に至るが、その間、天皇と朝廷を取り巻く社会環境は大きく変動した。祭祀や祓の在り方も古代と中世とは大きな変容があり、近世の祭祀や祓の観念も、中世を経て展開したものである<sup>(72)</sup>。

近世荒見川祓についてもまた、古代の大嘗祭儀に於ける位置付け・在り方のままに定められたのではなく、その実は、目的や意味付けを新たに、近世的な理解・受容の下で古儀として再興されるに至った。作法も禊と同化するなど、長い歴史の中で変容を遂げ、重層化した祓の様相を見て取れるところに、近世荒見川祓の特徴がよく表れているのではないであろうか。

## 註

- (1) 拙稿「祓具の諸相―大麻（おおぬき）を中心に―」（『國學院大學研究開発推進機構紀要』第九号、國學院大學、平成二九年（二五）五四頁）
- (2) 「大嘗祭関係論文目録」（『神道宗教』二五五・二五六合併号（特集大嘗祭）所収、神道宗教学会、令和元年七月）（一四一五）―三〇（三八六）頁。

- (3) 岡田重精「大嘗祭に於ける齋戒」(『大嘗祭の研究』皇學館大學神道研究所、皇學館大學出版部、昭和五三年) 九九～一二四頁。後に「儀式―大嘗祭における齋戒」(『古代の齋忌(イシ)―日本人の基層信仰』第三章、国書刊行会、昭和五七年、一二二～一三三頁)にて、主旨は一致するが表現を改めつつ、大嘗祭に於ける齋戒と祓について論じられている。
- (4) 『儀式』(神道大系 朝儀祭祀編一) 『儀式・内裏式』所収、渡邊直彦校注、神道大系編纂会、昭和五五年) 三五～二七頁。以降、『儀式』は本書を用いる。
- (5) 「檢校」とは、点檢・校正するところに由来した監督官の称である。「儀式」によれば、大・中納言と参議の計三人の公卿が任じられ、「弁」以下の行事官を統括した、まさに大嘗祭運営の責任役といえる(『儀式』三五頁)。
- (6) 運営・実務を担当する「行事」は、悠紀・主基両方に分かれて任じられる。それぞれ四位一人・五位三人(弁に在る者を含む)を始め、諸司の判官以上の官職に預かる者(史である者を含む)四人、同主典以下が五人、官掌一人、使部・直が各一人と定められていた(『儀式』三五頁)。
- (7) 『儀式』三八頁。
- (8) 「踐祚大嘗祭儀」では、北野齋場の卜定に先立つ、神祇官による国郡卜定の次第は載せておらず、その結果も「密封」の上で上奏されたため、祓儀の有無については定かでない。
- (9) 『日本思想大系新装版』『律令』(井上光義 四 見 青木和夫校注、岩波書店、平成三年) 二二五頁。
- (10) 前掲註(3) 岡田「大嘗祭に於ける齋戒」一〇四頁。
- (11) 『儀式』三八、四一、四四、四六、四八頁。
- (12) 『儀式』四〇頁。
- (13) 『儀式』六六、七六、七七、八二、八二、八四頁。
- (14) 『儀式』四七、八一頁。
- (15) 『儀式』六六頁。
- (16) 『儀式』九八頁。
- (17) 「踐祚大嘗祭式」(『誤注日本史料』『延喜式』上、虎尾俊哉編、集英社、平成二年) 三九〇～四四二頁。以降、『延喜式』上は本書を用いる。
- (18) 『延喜式』上、三九〇、三九四、三九八、四〇四、四二二頁、四三〇、四三六、四四二頁。
- (19) 『延喜式』上、四〇〇頁。
- (20) 仁寿元年八月己巳条、同年十月甲子条、同戊辰条、同年十一月丁酉条、『文徳天皇実録』(『新訂國史大系 第三卷』『日本後紀 續日本後紀』文徳天皇実録) 所収(黒板勝美編輯、吉川弘文館、平成二二年) 三〇、三二、三三頁。
- (21) 高原玄承「修祓について」(『神道宗教』第一五五号、神道宗教学会、平成六年) 五七～八一頁。のち、同「祓への研究―修祓について」(『甲斐奈神社』平成二〇年)に所収。
- (22) 三橋正「大祓」(『日本古代神祇制度の形成と展開』第二篇第一章所収、法蔵館、平成二二年) 二〇九～二七八頁。
- (23) 貞観元年九月十日壬戌条、同卅日壬午条、同年十月廿一日癸卯条、同年十一月卅日辛巳条、『日本三代實録』(『新訂國史大系 第三卷』黒板勝美編輯、吉川弘文館、平成二二年) 三八・三九、四二頁。
- (24) 前掲註(3) 岡田「大嘗祭に於ける齋戒」一〇四～一一頁。
- (25) 康治元年九月己巳条(『增補國史大系 第九卷』『本朝世紀』黒板勝美編輯、吉川弘文館、平成二一年) 三九一頁。以降、『本朝世紀』は本書を用いる。
- (26) 康治元年十月廿六日乙酉条、同年十一月三日辛卯条、同十五日癸卯条、同廿七日乙卯条、『本朝世紀』四〇〇～四〇五頁。
- (27) 康治元年七月廿七日戊午条、同年八月七日丁卯条、同十六日丙子条、

- 同十九日己卯条、同廿四日甲申条、『本朝世紀』三八五～三八九頁。
- (28) 康治元年八月十四日癸卯条、『本朝世紀』三九二頁。
- (29) 寛治元年九月卅日己酉条、同元年十月卅日戊申条、『本朝世紀』二八二、二八五頁。
- (30) 角田文衛「総説三 平安宮」〔平安時代史辞典〕本編上、〔財〕古代学  
協会・考  
究所編、角川書店、平成六年) 三一～三六頁。
- (31) 『永和大嘗會記』(神道大系 朝儀祭祀編五) 『踐祚大嘗祭』所収、大野健雄校注、神道大系  
編纂会、昭和六〇年) 一三二頁。
- (32) 『御讓位御即位御禊行幸大嘗會假名字記』(神道大系 朝儀祭祀編五) 『踐祚大嘗祭』所収) 一八四～二二一頁。
- (33) 『御讓位御即位御禊行幸大嘗會假名字記』二一〇頁。
- (34) 『御讓位御即位御禊行幸大嘗會假名字記』二〇六頁。
- (35) 『天皇皇族実録120』『後桜町天皇実録』第一卷(ゆまに書房、藤井謙治監修、吉岡眞之監修、平成一八年) 三一～三三頁。明和元年十一月十三日、吉田兼雄が大嘗祭三カ度の譴仕を賞して直衣が聴される際、兼雄は兼熙・兼俱両代の例に依つて願ひ出ている。三度の奉仕に及んだ兼俱は吉田家の掬るべき前例であった。
- (36) 『天皇皇族実録122』『東山天皇実録』第一卷(ゆまに書房、藤井謙治監修、吉岡眞之監修、平成一八年) 七七頁。
- (37) 『天皇皇族実録115』『桜町天皇実録』第一卷(ゆまに書房、藤井謙治監修、吉岡眞之監修、平成一八年) 三七〇～三七一頁。
- (38) 『天皇皇族実録117』『桃園天皇実録』第一卷(ゆまに書房、藤井謙治監修、吉岡眞之監修、平成一八年) 一七八、一七九、一八三頁。
- (39) 『後桜町天皇実録』第一卷、二六九、二七〇頁。
- (40) 『天皇皇族実録124』『後桃園天皇実録』第一卷(ゆまに書房、藤井謙治監修、吉岡眞之監修、平成一八年) 二四〇～二四一頁。
- (41) 『天皇皇族実録126』『光格天皇実録』第一卷(ゆまに書房、藤井謙治監修、吉岡眞之監修、平成一八年) 二四〇～二四一頁。
- (42) 平成一八年) 四四〇頁。
- (43) 『天皇皇族実録134』『孝明天皇実録』第一卷(ゆまに書房、藤井謙治監修、吉岡眞之監修、平成一八年) 一四四～一四六頁。
- (44) 『日本陰陽暦日对照表』下巻、加唐興三郎編、ニットー、平成五年) 一一七五、一二七七、一二九七、一三三九、一三四三、一三七五、一四三七、一四九七頁。
- (45) 作図に当たっては、「第二十一 元禄九年刊 京大絵圖」〔第二十三 享保八年刊 京大絵圖〕〔第二十七 天保二年刊 京町絵圖細見大成〕(『京都市史 地図編』所載、京都市編、昭和二年) 五八、六一、六八頁) を参照した。
- (46) 『大嘗會本義』卷第二(神道大系 朝儀祭祀編五) 『踐祚大嘗祭』所収) 三三三～三三五頁。貞享度と元文度には半世紀余りの開きがあるため、完全ではないにしても、概ね一致していたと考えられよう。
- (47) 『洛西葛野郡紙屋川筋高橋辺御絵図』(『大嘗祭史料』鈴鹿家文書) 鳥越憲三郎 有坂隆道 島田竜雄編著、柏書房、平成二年) 三九頁。
- (48) 『大嘗會儀式具釋』卷第二、『大嘗會便蒙』上(神道大系 朝儀祭祀編五) 『踐祚大嘗祭』所収) 四三二～四三七、五七四頁。
- (49) 『桜町天皇実録』第一卷、三七〇～三七一頁。
- (50) 種房は宝永二(一七〇五) 年生、明和元(一七六四) 年没。尊号一件の折に武家伝奏を務めていた政房の養父として知られる。(『新訂国史大系 第五六巻』公卿補任) 第四巻、黒坂勝美・國史大系編輯  
編纂会、吉川弘文館、昭和四〇年、三〇九、三三〇～三三二頁)。以降、『公卿補任』第四巻は本書を用いる。
- (51) 『公卿補任』第四巻、三三〇～三三二頁。
- (52) 『公卿補任』第四巻、三三〇～三三三、三四二頁。

(53)

植房の父・尚房の養父である淳房は、貞享四年度大嘗祭の檢校の一人であった。二二〇年余りの途絶を経た大嘗祭の再興という難事に当たり、檢校を勤めた淳房は『大嘗會記永享二年康富記』(中原康富による後花園天皇の大嘗會の記録)を自ら書写するなど、大嘗祭儀に関する見識を広げ、理解の深化に努めていた(宮内庁書陵部蔵、中御門資熙筆写本奥書『神道大系 朝儀祭祀編五』『踐祚大嘗祭』所収、一八〇頁)。

そもそも万里小路家は、広橋家とともに、後花園天皇の永享二年度の例に倣い、後土御門天皇の文正元年度(中世最後、以後貞享四年度まで途絶)の大嘗會でも奉行であったといひ、『親長卿御記文正元年大嘗會』(神道大系 朝儀祭祀編五)『踐祚大嘗祭』所収、二一四、二二六頁)家記等により大嘗會への造詣・見識は深いものであったと考えられる。

一方で、植房の母は吉田兼連(のち兼敬)の娘である。神祇権大副に任じられた兼連は、同じく貞享度の大嘗祭にあつては宮主を勤め、同祭や翌年の新嘗祭の再興に於いては重要な役割を果たした。また、元文度の大嘗祭にて卜部・宮主を勤めた神祇権大副・吉田兼雄は兼敬の孫にあたり、植房とは同年齢の従兄弟の關係にある(『増訂国史大系 第五卷』公卿補任)第四卷、黒板勝美・編輯、吉川弘文館、昭和四〇年、八六、九六、三〇二、三〇九、三三二、三三五頁)。

以上のような、出自や系譜による交流・人間関係および、檢校としての植房の体験を鑑みると、植房の大嘗祭に関する知見・理解は、公卿の中でも一層深いものであったことが推定できよう。

(54)

十二時辰に基づくと午前八時の前後二時間(七〜九時)を指すが、近世の不定時法によれば晩秋のため、少し遅い時間に当たるとか。

(55)

本図は荒見川祓の祓場・調度等を図示したもので、「大嘗祭関係諸祭調度等図」(國學院大學博物館蔵)に所載された図像資料の一部である。参向・参仕の人名が「植房卿記」の記載と全て一致しているため、元文三年度の様子を描写したものと知れる。

(56)

鈴鹿家は京都吉田社の世家、祝(神職)であり、朝廷の神祇大副(神祇官の次官)及び当社の神主職を世襲した吉田(卜部)家の家老を務めた家である。神祇官でも要職に在った。本文に「兩人共路如兩辨、尤此兩人卜部吉田社祝、本雖爲中臣、今度就大嘗會吉田社祝輩悉爲卜部、此度役相從」と注記されているが、鈴鹿氏は本姓を中臣氏とする。大嘗會(祭)につき、吉田(吉田)家配下の吉田社神職は、みな悉く「卜部」を称して奉仕役に従事したことが窺える。

(57)

平野社の鈴鹿家は、中西家(大中臣氏)、伊藤家(卜部氏)とともに近世同社の「社司」を務めた。元は吉田社の社人・鈴鹿家より分れ出たもので、主水の子・宣親をその祖とする。中西・伊藤両家と同列であるため元禄年間以降、社司になったといわれる。ここでは、本姓に因み「中臣」役として、祓神事に出任していたことが見て取れる。藤井讓治「近世の平野社」(『平野神社史』第四章、上田正昭監修、平野神社、平成五年、四七〜八〇頁)参照。

(58)

春日社の氏人は、社内に於ける未任官の祀官(神職)の称であり(松村和歌子「中世春日社の社司と祈禱」『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四二集、平成二〇年、一五八・一五九頁参照)、富田家は当社の年中行事書にその名がみえる。なお、春日社内の掟類を取りまとめた、近世前期の延宝八(一六八〇)年六月筆写「春日社法」には、

一 社司等參勤神役之時、束帶・衣冠・狩衣・直垂等隨其事而著之、  
氏人者帶位階、於社頭者淨衣・狩衣・直垂之外不著之、雖然勤仕  
于大宮祭禮已祓御棚役之節、雖未任社司著衣冠束帶矣、且公方  
御礼之節著衣冠流例也、  
參勤者束帶、号是作社司也、外者不在制之  
限也、

との、装束についての定めがある(「春日社法」『神道大系神社編一三三春日』所収、長島福太郎校注、編纂会、昭和六〇年、二六七頁)。ここでは、位階のある当社の氏人の装束が規定されるが、大嘗會の荒見

- 川祓には東帯で参勤するものとある。春日社の氏人が荒見川祓に参仕することが当社の社法中で明文化されていたことは注目されよう。本社法は延宝八年に転写されたものとするが、この記載が延宝期以前の定めであるのか、後世の加筆であるかは検討を要する問題である。
- (59) 下鴨社（賀茂御祖神社）の事例であるが、「刀禰」は、神事の際の先私や警固役、御神宝の持運び、社頭の番などに従事した下級神職である（「拾箇條區別注進状」『神道大系神祇編』賀茂）所収、柴田実校注、神道大系、昭和五九年、一八九頁。
- (60) 「踐祚大嘗祭儀」〔儀式〕巻第二四一頁、「踐祚大嘗祭式」〔延喜式〕上・巻第七三九〇～三九三頁。
- (61) 図3・図4共に、荒見川祓の用具の描写である。「大嘗祭御道具并御殿之図」（國學院大學神道文化学部蔵）の所載。
- (62) 十二時辰では午前十時の前後二時間（九～十一時）を指すが、不定時法により少し遅い時間に当たるか。午前中の祓儀であった。
- (63) 大嘗祭と万里小路家の関係等は前掲註（54）を参照されたい。
- (64) 史料④「荒見河祓（元文三年九月晦日）」〔大嘗祭史料―鈴鹿家文書〕一六七頁。
- (65) 史料⑥「卜部改姓の事（元文三年七月二十五日）」、史料⑦「中臣復姓の事（元文三年十二月十日）」〔大嘗祭史料―鈴鹿家文書〕九九頁。
- (66) 史料④⑥「荒見河祓の中臣役願書（元文三年八月十一日）」〔大嘗祭史料―鈴鹿家文書〕一六七頁。
- (67) 前掲註（一）拙稿、三六・三七頁。
- (68) 「大嘗會儀式具釋」巻第二（神道大系 朝儀祭祀編五）『踐祚大嘗祭』所収四三五頁。
- (69) 拙稿「建築儀礼に於ける御幣―近世の儀礼次第を用いて―」（國學院大學研究開発推進機構紀要）第八号、國學院大學 研究開発推進機構、平成二八年）三七、七四頁。
- (70) 「荒見川祓の祭物」『大嘗祭史料―鈴鹿家文書』三九頁。
- (71) 元文三年度の御禊には、殖房を含めた三人の檢校も参仕した。「殖房卿記」には当日の殖房の見分と、関白の一条道香作成・進上の「御禊次第」が記される。見分では清涼殿内の名称や人名に記述が及ぶ点、次第に対して当日は雨儀であった点が異なるが、順序・作法は同一である。概要は、予め清涼殿東庭（この度は雨儀につき紫宸殿に渡る長橋の絶間）に御贖物を弁備し、西半刻（午後六時頃）過ぎ、①御東帯を着御された天皇が昼御座に出御、関白も孫庇（日御座と簀子〔縁側に相当〕の間の間）に置かれた凹座に着く。②天皇に御贖物が供され、③さらに中臣女が天皇の御前に大麻を奉り、天皇は一撫一吻されて終わると返された。④次いで関白の前に贖物が置かれ、⑤宮主（神事の斎行者）が解除（祓）詞を奏している。⑥関白に大麻が進められ、終わると返され、その後に御贖物・贖物が撤されて御禊は終了となる、というものであった（『桜町天皇実録』第一巻、三七三～三七五頁）。
- (72) 「祭祀・祭礼の変遷―古代・中世を中心に―」（國學院大學研究開発推進機構「神道資料館部門」、平成二九年）。